

## 入管法改正！新たな在留資格「特定技能」とは（第4回）



松本光正社労士・行政書士・診断士事務所

## I はじめに

まず、少し驚くべき数字をご紹介します。

2020年1月31日に厚生労働省より発表された「外国人雇用状況の届出状況」によると、外国人労働者数の増加率が高い都道府県で奈良県が全国1位、前年同期比 35.2%増（5,563人）でした。

また、外国人を雇用している事業所数の増加率でも奈良県が全国1位、前年同期比 22.9%増（1,102か所）となっています。

もちろん、前年の数値が小さかったことにより増加率が高くなっているのですが、それでも全国で最も増加率が高いことには違いありません。奈良県でも外国人雇用が身近に感じられるようになってきたことがこの数字からもうかがえます。

さて、今回は昨年4月に鳴り物入りでスタートしたものの「一向に活用が進んでおらず、失敗だったのではないか」との批判も出てきている在留資格「特定技能」がテーマです。果たして失敗に終わるのか、それは最後の章にてお話いたします。

2018年12月8日、改正入管法が可決され、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。この頃、毎日のように外国人材受入れのニュースが、テレビや新聞をにぎわせていました。これにより、多くの日本人がいよいよ外国人の本格受入れ時代がやってくるのか、と実感したことだと思います。

2019年3月15日には、具体的内容を定めた政省令も公布されました。

そして2019年4月1日に、改正入管法が政省令とともに施行されたのです。

## II 全体の構造

それでは、【図表1】を見ながら、新たな在留資格「特定技能」について説明していきます。

まずは、【図表1】左下の技能実習です。これまでは、原則3年、最長5年を修了した技能実習生は100%帰国して、本国に技能を移転してもらうということでした。しかし、こうした技能実習生が、特定技能1号となり引き続き最長5年、就労することができるようになりました。

では、【図表1】真ん中の特定技能1号です。まず特定技能1号の枠囲みの上をご覧ください。特定技能1号の技能レベルは、相当程度の知識または経験を必要とする技能です。

この技能レベルをどうやって測定するのかわかる、右下の枠囲みをご覧ください。特定技能1号となるには、2種類の試験に合格する必要があります。技能の試験と日本語の試験です。

技能の試験は業種によって少し違いはありますが、学科と実技の試験が準備されています。そのレベルは、技能検定の3級レベルです。これは、技能実習の3年目を終えた技能実習生が受験しなければならないものでした。

そして、日本語の試験は、新たに開発されたCBT方式（受験者それぞれがパソコンを使って解答する方式）の国際交流基金日本語基礎テストか、日本語能力試験のN4に合格する必要があります。

N4とは、日本語で最低限のコミュニケーションが取れるレベルです。それでも一から学習を始めて、漢字を使っている中国人でも半年程度、そうでないベトナム人等では9か月くらい必要です。

レベルの目安は【図表2】を参照してください。



前頁【図表1】一番下の枠囲みですが、技能実習3年を修了した技能実習生は、技能と日本語、両方の試験が免除されます。すでに技能実習3年を修了して、帰国済みの技能実習生も同様です。

つまり、技能と日本語の試験を受けなければならない人というのは、枠囲みの上にあるように、国外にいる技能実習を修了していない一般の外国人と、すでに日本国内にいる留学生や、就労ビザ等をもって日本で働いている外国人の家族がそれに当たります。

【図表1】特定技能1号の左側をご覧ください。特定技能1号で就労できるのは最長5年です。家族の帯同は、技能実習と同じく認められません。

そして、永住権の取得も認められません。

最後に【図表1】右上の特定技能2号です。特定技能2号の枠囲みの上に熟練した技能とあります。具体的には、以下のような技能と規定されています。

長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、または監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。

驚くことに、現行の就労ビザと同等かそれ以上の技能だということです。この技能を測定するのも試験です。特定技能2号の下の枠囲みをご覧ください。試験は技能だけで、日本語の試験はありません。技能試験は学科と実技で、なんと技能検定1級レベルだということです。これは相当な難

関です。さらに、現場で作業者を指導しながら工程を管理していたという実務経験が2年以上必要になります。

求められるレベルがあまりに高く、これをクリアできる外国人はほとんどいないと思われます。私は、まだ先のことはありますが、おそらく技能検定2級レベルに落ちてくるのではないかと考えています。

その根拠は介護です。就労ビザの一つに在留資格「介護」というものがあります。この就労ビザを取るためには、介護福祉士試験に合格しなければなりません。

介護福祉士試験はそれほど難易度の高い試験ではありません。単純に比較できるものではありませんが、介護福祉士試験は技能検定というなら2級レベルでしょう。

今後、特定技能2号の必要性が高まれば、介護との整合性を図るという意味でも、技能検定2級レベルになると考えられるのです。

【図表1】特定技能2号の右をご覧ください。在留期間の上限はありません。つまり、何度も在留資格を更新することができるのです。そして、家族の帯同も認められます。これらはどちらも就労ビザと同じです。

### III 受入れ業種

特定技能で受入れることのできる業種は、「生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野」と決められています。いろいろと手を尽くしてはいるけれども、どうしても人が集まらない業種だけ、というわけです。

## (1) 特定技能1号

特定技能1号は、4つの省庁が管轄する、14業種でスタートすることになりました。

(厚労省) 介護、ビルクリーニング

(経産省) 素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業

(国交省) 建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊

(農水省) 農業、漁業、飲食料品製造、外食業

それでは、いくつかのポイントを指摘しておきます。

### ① 宿泊と外食業が入った

インバウンド（訪日観光客）のお客様を今後、4,000万人（2020年）、6,000万人（2030年）へと増やしていこうという政府目標に対応するためという意味合いがあります。

この2業種については、これまで技能実習の移行対象職種に入っていなかったため、現場は留学生アルバイトに頼ってきました。居酒屋に行った際に、若い外国人が接客してくれた、というご経験は皆さんお持ちだと思います。

留学生は、日本に来たばかりでまだ日本語でのコミュニケーションがうまく取れない間は、工場や配送センターなどでアルバイトをしますが、少し上達してくると、コンビニや居酒屋などの、日本人と話す機会のある職場に移り、実践の中で日本語力を磨いていくのです。

そうした中で、留学生が、学生時代に一つの居酒屋で長くアルバイトをし、現場でリーダー的存在になっていることがあります。真面目で優秀な留学生アルバイトもたくさんいるのです。

いよいよ、留学生が卒業を迎える時となり、店

長が是非ともうちに就職して引き続き働いてもらいたいと思い、留学生もそれを望んだとします。

しかし、現場の仕事では就労ビザが下りません。そういう在留資格がないからです。本社における企画や営業といったホワイトカラーの仕事であれば可能性はありますが、現場におけるホールや厨房の仕事は専門的・技術的分野でない、いわゆる単純労働とみなされるためです。

今回、特定技能1号に外食業が入ったことで、この留学生が技能と日本語の試験に合格すれば、引き続きそのお店で就業することが可能になりました。

### ② 介護と建設のみ受入れ人数の枠がある

介護と建設のみ受入れ人数に上限が設定されています。逆にいうと、他の業種には上限がないということです。

### ③ 素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業については、業種間で転職が可能

製造業系の3業種は、製造現場で従事する業務の多くが共通していることから、共通の技能試験を実施するということになっています。技能の測定が同じ試験で行われているのだから、その業種間であれば転職は可能だということです。

ただ注意を要するのは、従事する業務が細かく分かれていて、それぞれの業務についての試験なので、同じ業務を行うという条件で転職ができるという点です。例えば溶接の業務で技能試験に合格して働いている特定技能1号の外国人は、溶接の業務しかできません。溶接の業務をするということであれば、この3業種間で転職できるということです。

## ④農業と漁業のみ、労働者派遣形態を認める

農業と漁業については、地域や季節によって業務に繁閑があるという特性があるため、労働者派遣形態が認められています。

その他の業種では、フルタイムで直接雇用しなければなりません。

## ⑤建設は、まず「受入計画の審査」において認定が必要

建設は、他の業種に比べて一つ審査が多くなっています。最初に国交大臣による「受入計画の審査」を受けなければなりません。その中で、特に注意すべきなのは、報酬額についてです。

- 同等の技能等を有する日本人と同等額以上
- 安定的な賃金の支払い
- 技能習熟に応じた昇給

という要件を満たさなければなりません。

安定的な賃金の支払いということについて、日給や時給では安定的とはいえないため、月給制が求められます。

## ⑥「建設技能人材機構」が設立された

国交省と日本建設業連合会や全国建設業協会、型枠工事や左官など職種ごとの約20の業界団体が共同で、新組織「建設技能人材機構」を設立しました。

目的は、適切な労働環境の確保と悪質なブローカーの排除です。外国人受入れ企業には加入を義務付けることになりました。

現地機関と連携して求人や日本語教育、就職先の紹介を行うことになっており、入国後は勤務環境や転職などの相談に応じます。

## ⑦業種の追加

いろいろ手を尽くしても、どうしても人が集ま

らない業種に当てはまると判断されれば、今後も業種は追加されます。おそらく、小売が入ることはまず間違いないでしょう。スーパーマーケットやコンビニ等が人手不足で留学生アルバイトに頼っているのは、外食業と同じ構造です。

全国知事会や日本商工会議所から国へ追加要望が出されています。

### 都道府県から国への追加要望業種

- 酒類製造業
- 印刷・同関連業
- 化学工業
- プラスチック製品製造業
- ゴム製品製造業
- なめし革・同製品・毛皮製造業
- 金属製品製造業（現在、特定産業分野に含まれるものを除く）
- 輸送用機械器具製造業
- 索道業
- 倉庫業
- 各種商品小売業
- 旅行業

出典：全国知事会 外国人材の受入れプロジェクトチーム会議  
「外国人材の受入れ・共生に向けた提言」

### 各地商工会議所から国への追加要望業種

- 林業
- 建設業（とび作業、防水施行作業等）
- 印刷業
- ビルメンテナンス業
- 製造業（金属製品、紙加工品、ゴム製品、飲食品、自動車部品、繊維、陶磁器等）
- 縫製業
- 運輸業（トラック、タクシー、水運業）
- 倉庫業
- 卸売業（飲食品、鮮魚）
- 小売業（コンビニ、スーパー）
- 廃棄物処理業

出典：日本商工会議所 東京商工会議所 「外国人材の受入れ政策に関する要望」

## (2) 特定技能2号

特定技能2号は、建設と造船・船用工業（溶接）の2業種のみで、2021年からスタートします。もちろん、今後さらに業種が追加されることは十分にあり得ます。

## IV 受入れ人数および従事する業務

次頁【図表3】にある通り、特定技能1号で受入れる人数は、業種ごとに、5年間での最大値が設けられています。合計すると34.5万人になります。

従事できる業務も限定されており、それぞれの業務に技能試験があります。特定技能1号の外国人は原則的に、その業務にしか従事できません。

従事できる業務についても、今後増えていきます。土台となっている技能実習の移行対象職種・作業にあるものには、すべて可能性があるといっ

て良いでしょう。2020年2月28日、建設業種に、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工が追加されました。

## V 受入れのしくみ

それでは、特定技能外国人を実際に受入れる際のしくみについて見ていきます。

原則は、就労ビザの外国人と同じで、受入れ企業と外国人が直接雇用契約を結ぶことになります。

特定技能外国人

受入れ企業

しかしながら、特定技能1号の外国人については、外国人が職場や日常生活でトラブルに巻き込まれないように、また、地域との共生を図っていくために、受入れ企業に対して、外国人に対する

職業生活上、日常生活上、社会生活上の「支援」を行うことが要件として課されています。支援には、【図表4】にある通り、出入国する際の送迎や、住居確保や生活に必要な契約支援、定期的な面談等、計10種類が定められています。

ただし、これまで外国人を受入れたことのない企業など、自ら支援を行うことができない場合は、登録支援機関という新たに設けられた機関に対し支援を全部、委託すればよいことになっています。

登録支援機関

1号特定技能外国人

受入れ企業

この登録支援機関というのは、外国人を支援することができる体制があると入管に認められ、登録された機関で、個人でも法人でもなることができます。

2020年3月5日現在、3,942件もの機関が登録されています。

ただ、その具体的な支援の内容を見てみると、技能実習制度の監理団体（組合等）が、技能実習生と受入れ企業に対して通常行っている業務とほとんど同じなのです。ということで監理団体の多くが登録支援機関となっています。

そうすると、1号特定技能外国人もその登録支援機関である組合を通じて受入れることになるでしょう。もちろん組合は、提携先の海外の送出し機関から1号特定技能外国人を紹介してもらいます。

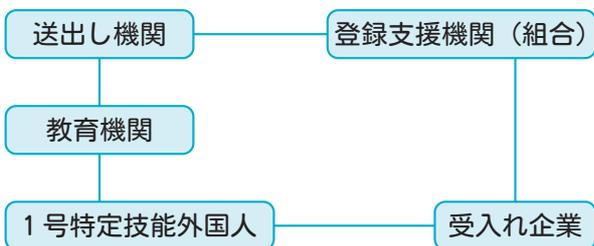
送出し機関は、自社の教育機関において、特定技能1号の技能と日本語の試験に合格するために、特定技能外国人候補者を教育しています。何より

【図表3】特定技能1号での受入れ人数（5年間の最大値）と従事する業務

分野	人数	従事する業務
介護	60,000人	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕
ビルクリーニング	37,000人	・建築物内部の清掃 〔1試験区分〕
素形材産業	21,500人	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接 〔13試験区分〕
産業機械製造業	5,250人	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・電子機器組立て ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・溶接 ・工業包装 ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 〔18試験区分〕
電気・電子情報関連産業	4,700人	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 〔13試験区分〕
建設	40,000人	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ／表装 ・とび ・建築大工 ・配管 ・建築板金 ・保温保冷 ・吹付ウレタン断熱 ・海洋土木 〔18試験区分〕
造船・船用工業	13,000人	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て 〔11試験区分〕
自動車整備	7,000人	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 〔1試験区分〕
航空	2,200人	・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体、装備品等の整備業務等） 〔1試験区分〕
宿泊	22,000人	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1試験区分〕
農業	36,500人	・耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等） 〔2試験区分〕
漁業	9,000人	・漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等） 〔2試験区分〕
飲食料品製造	34,000人	・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） 〔1試験区分〕
外食業	53,000人	・外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理） 〔1試験区分〕

すでに技能実習を修了した元技能実習生を多く抱えています。

結局、こうした特定技能外国人が送出し機関を通じて来日し、組合が登録支援機関として支援するという、技能実習制度と同じ構造になると考えられます。



この構造については入管も当然想定しており、特に問題はないという見解です。しかし、技能実習制度で起こっている、送出し機関やブローカーに手数料を支払い多額の借金を抱えた技能実習生

が来日し、残業が少なく思っていたほど稼げそうにないから失踪する、といった構造的な問題が繰り返されるのではないかとこの危惧は拭えません。

## VI 問題点

ここでは、特定技能の問題点を2点指摘しておきます。

### (1) 期待した人数が来てくれるのか

国民の移民アレルギーへの配慮から、政府は「移民政策と誤解されないような仕組みで受入れる」として、5年間で34.5万人という上限を設定しました。

さらに、特定技能1号では、永住権の取得を認めない、家族の帯同も認めない、ということにしました。

ではこの条件で果たして、技能実習で最大5年＋特定技能1号で最大5年＝10年も日本に滞在

【図表4】1号特定技能外国人に対して、受入れ企業に求められる「支援」

<p><b>①事前ガイダンス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明</li> </ul>	<p><b>②出入国する際の送迎</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入国時に空港等と事業所又は住居への送迎</li> <li>帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行</li> </ul>	<p><b>③住居確保・生活に必要な契約支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連帯保証人になる・社宅を提供する等</li> <li>銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助</li> </ul>	
<p><b>④生活オリエンテーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明</li> </ul>	<p><b>⑤公的手続等への同行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助</li> </ul>	<p><b>⑥日本語学習の機会の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等</li> </ul>	<p><b>⑦相談・苦情への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等</li> </ul>
<p><b>⑧日本人との交流促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等</li> </ul>	<p><b>⑨転職支援（人員整理等の場合）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供</li> </ul>	<p><b>⑩定期的な面談・行政機関への通報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報</li> </ul>	

出典：出入国在留管理庁 新たな外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組

してくれるのでしょうか。また、そもそも日本へ来てくれるのでしょうか。

こんな例があります。

日本は2008年から介護の分野で、EPA（経済連携協定）を通じて、インドネシア、フィリピン、ベトナムから介護福祉士候補者の受入れを行っています。

これは、日本で4年あるいは5年就業する間に、介護福祉士資格を取得すれば、その後は在留資格の更新に制限がなくなり、ずっと日本で働き続けられるというものです。

しかし、せっかく介護福祉士試験に合格したにもかかわらず、在留資格の更新をせずに帰国してしまう人が多いのです。

その最大の理由は、やはり「家族と離れているから」というものです。母国に戻って結婚したい、配偶者や子供と一緒に暮らしたい、両親や祖父母が心配して帰ってこいと言っている等です。

「日本で介護福祉士資格を取ったという実績があれば、母国の日系企業や介護施設で良い条件で働くことができる」や「引き続き日本の介護施設で働いたとしても、勤続年数の伸びや資格取得によって昇給するということがほとんど期待できない」ということもあります。

以上より、現在の条件で、8年や10年も外国人が日本に滞在してくれることは難しく、期待した人数が来てくれないということも十分考えられるのではないのでしょうか。

## (2) 5年間の最大受入れ人数で足りるのか

もう一つは、5年間の最大受入れ人数34.5万人で足りるのかという問題です。

例えば、特定技能1号の介護では、5年間の最大受入れ人数が6万人ということになっています。

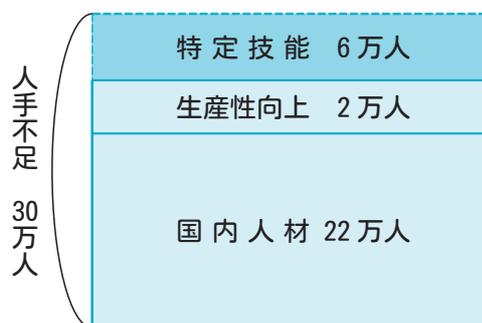
その算出根拠は、

向こう5年間で見込まれる人手不足が30万人。

それを充足するために、介護ロボットやITの活用等により1%の生産性向上を図り、2万人分に相当させる。

さらに、処遇改善や高齢者、女性の就業促進等で、新たな国内での雇用を22万人生み出す。

残りの6万人はどうしても足りないので、特定技能外国人を受入れることになった、というものです。



すでにお気づきだと思いますが、介護分野において国内人材確保への努力はこれまでずっと続けてきたにもかかわらず、深刻な人手不足が起きているのです。22万人の新たな雇用確保への秘策とはいったいどういうものなのでしょう。

仮に22万人が新たに入職したとしても、ほぼ同じ数の人数が辞めているのが現状です。

22万人の国内人材のうち、確保できなかった分は、特定技能外国人に頼らざるを得ないのです。

## VII 現状

最後に、特定技能の現状について見てまいります。

入管が3か月ごとに公表している「特定技能1号在留外国人数」によると、2019年12月末現在、

特定技能1号として日本に在留している外国人は、わずか1,621人となっています。

当初、入管は初年度に4万人を想定していました。なぜこういう状況になっているのでしょうか。

まず、技能実習を修了した外国人以外が合格しなければならぬ技能評価試験そのもののスタートが遅かったからです。介護、宿泊、外食業は比較的早かったものの、その他は年末にかけて初めて試験が実施され、製造は1月、建設は3月になってやっと始まりました。

また、悪質な仲介事業者の排除等を目的とする送出国との2国間協力覚書の交換が遅れたことも原因です。2020年3月1日現在、中国とはまだ交換ができていません。

さらには、特定技能制度そのものが外国人に周知されていないことや、問題点でも述べたように制度に魅力がないことも挙げられます。

では、特定技能はこのまま定着せずに、失敗に終わるのでしょうか。

私はそうは思いません。

技能評価試験制度も初年度内にはなんとか整いましたし、2国間協力覚書もほぼ交換が終わりました。初年度中に体制が整い、今年度から就労が増え始め、来年度以降本格化してくると思われれます。

特定技能制度は、2年ごとに基本方針の再検討、見直しがなされることとなっています。そしてすでに、2020年4月1日から国内での技能評価試験の受験資格が拡大されるなどの緩和策も始まっています。

今後、対象業種が拡大し、特定技能2号のハードルが下がり、家族の帯同や永住権取得の可能性が広がれば、外国人にとっても魅力ある制度とな

り、周知も広がってくることでしょう。

特定技能制度導入から5年後の2024年には、最大受入れ人数である34.5万人に近い特定技能外国人が受入れ企業で活躍していることを期待しています。

#### (全6回の掲載予定)

第1回(2019年10月号)…掲載済  
外国人雇用の全体像をつかむ

第2回(2019年12月号)…掲載済  
外国人をめぐるデータを読み解く

第3回(2020年2月号)…掲載済  
さらに重要性を増す外国人技能実習制度

第4回(2020年4月号)  
入管法改正!新たな在留資格「特定技能」とは

第5回(2020年6月号)  
就労ビザ、特定技能、技能実習を比べてみると

第6回(2020年8月号)  
外国人の労務管理は未来志向で

#### 《プロフィール》

松本 光正(まつもと みつまさ)

1972年奈良県磯城郡生まれ。神戸大学経営学部卒業。外国人技能実習生受入れ業務等を経て2016年独立開業、専門は外国人雇用。

社会保険労務士、申請取次行政書士、中小企業診断士、全国通訳案内士(中国語・英語)。

奈良労働局 外国人雇用管理アドバイザー。

出入国在留管理庁 登録支援機関。

近著に「待ったなし!外国人雇用」-STORYで学ぶ入管法改正- (三恵社、2019年)。

#### 松本光正社労士・行政書士・診断士事務所

〒636-0201 奈良県磯城郡川西町下永 657-1

Tel&Fax 0743-20-6901

E-mail songben0103@gmail.com

URL <http://guestworker.jimdo.com/>